

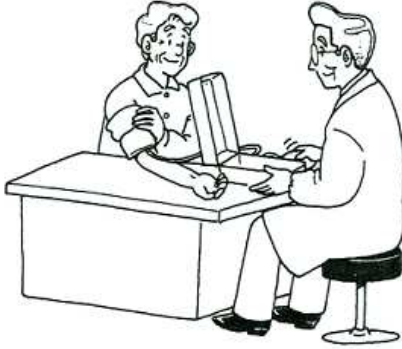
公益社団法人四街道市シルバー人材センター

作業別安全・適正就業基準

# 安全心得

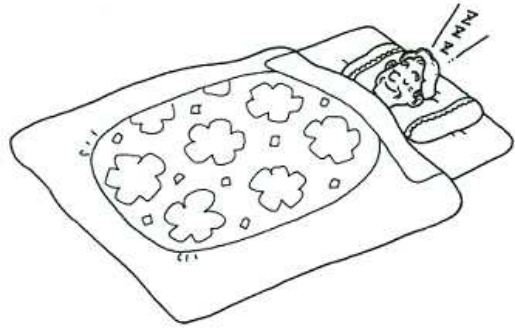
①

健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。



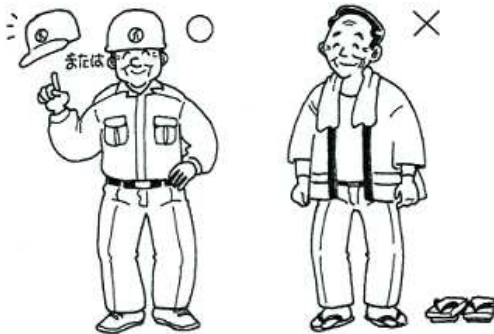
②

仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。



③

服装・履物は作業に合った動きやすいものにする。



④

作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。



⑤

器具類は使用する前に必ず点検すること。



⑥

加齢による、諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。



⑦

作業は安全第一を心掛け、急いだり、あわてたりしないこと。



⑧

作業現場は常に整理整頓を心掛けること。



⑨

共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。



⑩

帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。



作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>5. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、害虫が入らないよう袖口のしまったものを着用すること。</li> <li>2) 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。(地下足袋、運動靴等)</li> </ol> </li> <li>4. 安全帽は、必ず着用すること。</li> <li>5. 作業用手袋等を使用し、ケガのないよう心掛けること。</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット)
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。</li> </ol> </li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</li> <li>4. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。</li> <li>5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>6. 道具類の使用は、定められた使用方法によること。 また、必要に応じて道具袋を使用すること。</li> <li>7. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>8. 重量物の運搬・移動は、慎重に行い無理をしないこと。</li> <li>9. 雨天時の作業は避けること。特に、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</li> <li>10. 作業は原則として、三脚等の設置面から高さが概ね3m以内の樹木に限る。</li> </ol>	標識等 パイロン等  道具袋等

作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業－2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
三脚使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三脚は使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</li> <li>2. 三脚は、丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>3. 三脚の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるようにし、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。</li> <li>4. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛け、ロープ等で固定すること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>5. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に、体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理のない姿勢で作業をすること。また、三脚の最上段を使用しての作業はしないこと。</li> <li>6. 三脚を昇降する際は、動揺等に十分に注意すること。また、飛び降りないこと。</li> <li>7. 作業中の三脚周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> <li>10. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	<p>固定用ロープ等 敷板等</p>
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。</li> <li>4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。また、飛び降りないこと。</li> <li>5. 樹木に梯子を立て掛ける場合は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認し据え付け、ロープ等で固定すること。</li> <li>6. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>7. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>8. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> <li>9. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	<p>固定用ロープ等</p>
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、樹上での作業は行わないものとする。</li> <li>2. 樹上で作業する場合は、安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、極力避け、作業する場合は慎重に行うこと。</li> <li>4. 枝につかまったり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。</li> <li>5. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>6. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> <li>7. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	<p>安全帯 安全帽 (ヘルメット)</p>

作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業－3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
刈込み作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業前には、枝葉の間等に蜂の巣や害虫等、体に害を及ぼすものの有無を確認し、安全を確保すること。</li> <li>2. 共同で刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</li> <li>3. 電動バリカン等の機械を使用するときは、「機械を使用する作業」に準ずるものとする。</li> <li>4. 休止中の刈込み鋏等は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。</li> <li>5. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全带等を着用すること。</li> </ol>	安 全 帯
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業床が固定されているか確認すること。</li> <li>2. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</li> <li>3. 安全带および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>4. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。</li> <li>5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上等、間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏台等を用いること。</li> <li>6. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>7. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。 また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。</li> <li>8. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</li> <li>9. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>10. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全带等を着用すること。</li> <li>11. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</li> <li>12. 昇降する際は、十分に注意すること。 また、飛び降りないこと。</li> <li>13. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全带の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</li> </ol>	安 全 帽 (ヘルメット)  敷 板 等  固 定 用 ロ ー プ 等  安 全 帯  道 具 袋 等

作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</li> <li>2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</li> <li>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>10. 梯子を使用できない場合は、安全帯等を使用し、転落事故の防止に努めること。</li> <li>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p> <p>安全帯</p>
機械を使用する作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械は、使用前に必ず点検・整備をすること。</li> <li>2. 安全帽を着用し、安全帽のあごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 保護眼鏡を着用すること。</li> <li>4. 作業中は、作業現場内に他の人を近づけないこと。</li> <li>5. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとること。</li> <li>6. ガソリンを使用する時は、火気には十分注意すること。</li> <li>7. チェーンソー等を高所で使用する場合は、スロットルレバーを固定しないこと。</li> <li>8. 機械は、必ず運転を止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。 また、休憩時や使用停止時には、必ずエンジンを切ること。</li> <li>9. 電動機械の使用             <ol style="list-style-type: none"> <li>1)濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>2)コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。</li> <li>3)スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。</li> <li>4)故障している機械を無理に使用しないこと。</li> <li>5)作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。</li> </ol> </li> <li>10. 使用後は、必ず整備をすること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>保護眼鏡</p>

作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業-5)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所をとるようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	日よけ帽等
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</li> <li>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、三脚・梯子等はロープ等でしっかり固定すること。 また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> <li>5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等
薬剤散布作業 (樹木の消毒)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬剤の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。</li> <li>2. 散布にあたっては、十分注意すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 必ずゴム手袋、保護マスク・保護眼鏡を使用し、取り扱いには十分注意すること。</li> <li>2) 作業途中での喫煙は絶対にしないこと。</li> <li>3) 風向きに十分注意すること。</li> <li>4) 作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。</li> <li>5) 住宅に隣接する場所では、慎重に行うこと。</li> <li>6) 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、許認可等について事前に確認すること。</li> </ol> </li> <li>3. 余った薬剤の処理には十分注意すること。</li> <li>4. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと。</li> <li>5. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。</li> <li>6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。</li> </ol>	ゴム手袋 保護マスク 保護眼鏡



作業別安全・適正就業基準(除草作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。</li> <li>5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>6. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>7. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	安全保護具
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、害虫が入らないよう袖口のしまったものを着用すること。</li> <li>2) 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいもので底の厚いものを使用すること。</li> </ol> </li> <li>4. 作業帽は、必ず着用すること。</li> <li>5. 必要に応じて、安全帽を着用すること。</li> <li>6. 手袋(軍手等)を必ず着用すること。</li> </ol>	安全靴  安全帽 (ヘルメット)
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。</li> </ol> </li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>4. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>5. 長時間連続しての作業は避けること。</li> <li>6. 道具類の使用は、定められた使用法によること。 また、必要に応じて道具袋を使用すること。</li> <li>7. 重量物の運搬・移動は、慎重に行い無理をしないこと。</li> <li>8. 雨天時の作業は避けること。特に、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</li> </ol>	標識等      道具袋等



作業別安全・適正就業基準(除草作業-3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
機 械 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械は、使用前に必ず点検・整備をすること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ネジのゆるみはないか確認すること。</li> <li>2) 作業に合った刃等がついているか、確認すること。</li> <li>3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと。</li> <li>4) 安全ガードは、必ず取り付けること。</li> <li>5) エンジン、キャブレター、オイル等の点検をすること。</li> <li>6) 試運転の際は、必ず回転刃をはずしてから行うこと。</li> </ol> </li> <li>2. 作業前に、現場の状況確認を十分に行うこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 小石・空き缶等、飛来する可能性のあるものは、あらかじめ取り除いておくこと。 特に、小石には十分注意すること。</li> <li>2) 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</li> <li>3) 作業現場に隣接して、家屋・自動車・歩道等がある場合には、防護ネットを設置すること。</li> </ol> </li> <li>3. 安全帽を着用し、安全帽のあごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>4. 保護眼鏡を着用すること。</li> <li>5. 作業中は、作業現場内に第三者を、可能な限り近づけないこと。</li> <li>6. 移動する際には、必ず回転刃を停止すること。 また、回転刃を人に向けてはならない。</li> <li>7. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとること。</li> <li>8. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。</li> <li>9. 機械は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。 また、休憩時や使用休止中には、必ずエンジンを切ること。</li> <li>10. 月に1度は作業を中止し、機械の点検・整備を行うこと。</li> </ol>	<p>パイロン等 標識等 防護ネット 安全帽 (ヘルメット) 保護眼鏡</p>

作業別安全・適正就業基準(除草作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</li> <li>2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</li> <li>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</li> <li>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p>
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	<p>日よけ帽等</p>

作業別安全・適正就業基準(除草作業-5)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</li> <li>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> <li>5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</li> <li>6. 大型機械(ハンマーナイフ等)を積み降しする際には、必ず補助員をおくこと。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p>
薬剤散布	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、除草剤等の散布作業は行わないものとする。</li> <li>2. やむを得ず作業を行う場合は、「作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業-5)薬剤散布作業」に準ずる。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(表装・内装作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは洗濯してから使用すること。</li> <li>3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。</li> <li>5. 安全帽は、必要に応じて着用すること</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット)
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。</li> <li>4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。</li> <li>5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(表装・内装作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
付設作業室での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業行程を熟知し、手順を守り、正確かつ誠実に行うこと。</li> <li>2. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>4. 電動工具の使用               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>2) コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。</li> <li>3) スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。</li> <li>4) 故障している機器を無理に使用しないこと。</li> <li>5) 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。</li> <li>6) 工具は、定められた操作法により使用すること。</li> </ol> </li> <li>5. 建具に汚損を与えないように、慎重に取り扱うこと。</li> <li>6. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認し、道具類は決められた場所に整理し、片付けること。</li> </ol>	
建具等運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 建具等に、損傷を与えないよう慎重に行うこと。 必要に応じて、保護シート等の保護材を使用すること。</li> <li>4. 車両等への積み込みは、荷崩れのないように行い、建具等はロープ等でしっかり固定すること。</li> <li>5. 建具等の積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> </ol>	保護シート等 固定ロープ等
発注先での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建具を搬入または搬出する際に、家具類の移動が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 他の建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。</li> <li>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</li> <li>8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認すること。</li> </ol>	保護シート等

作業別安全・適正就業基準(表装・内装作業-3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。</li> <li>2. 高所作業中は、安全带・安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、脚立・踏み台等を用いること。</li> <li>4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</li> <li>5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。</li> <li>6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</li> <li>7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。</li> <li>8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。</li> <li>9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</li> <li>10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>12. 工具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</li> <li>13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、転落事故の防止に努めること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>安全带</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>道具袋等</p>



作業別安全・適正就業基準(大工・修繕作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>2. 作業服は、袖口のしまったものを着用すること。</li> <li>3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。</li> <li>4. 安全帽は、必要に応じて着用すること</li> <li>5. 必要に応じて、保護眼鏡等を使用すること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>保護眼鏡</p>
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 工具類や機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。</li> <li>4. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>5. 作業後は、現場の掃除、後片付けを行うこと。</li> <li>6. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内で、屋根の上、足場が必要な場所等を行わないものとする。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(大工・修繕作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
発注先での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 材料等の搬入や搬出を行なう際は、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。</li> <li>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</li> <li>8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認すること。</li> </ol>	保護シート等
付設作業室での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業行程を熟知し、手順を守り、正確かつ誠実に行うこと。</li> <li>2. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>4. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認し、道具類は決められた場所に整理し、片付けること。</li> </ol>	
電動工具等を使用する作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>2. コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。</li> <li>3. スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。</li> <li>4. 故障している機器を無理に使用しないこと。</li> <li>5. 機器は、定められた操作法により使用すること。</li> <li>6. 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。</li> </ol>	
塗料等の取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 塗料等の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。</li> <li>2. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>3. 有機溶剤類の使用時は、防毒マスク等を使用し、換気に注意すること。</li> <li>4. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合、速やかに洗眼すること。</li> <li>5. 床面等にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭取ること。</li> <li>6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。</li> </ol>	防毒マスク等

作業別安全・適正就業基準(大工・修繕作業-3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。</li> <li>4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。 また、飛び降りないこと。</li> <li>5. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	<p>固定用ロープ等</p>
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、2人以上で作業をすること。</li> <li>2. 作業床が固定されているか確認すること。</li> <li>3. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</li> <li>4. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上、椅子、机、家具等等、間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏み台等を用いること。</li> <li>6. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</li> <li>7. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。</li> <li>8. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</li> <li>9. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。 また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。</li> <li>11. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</li> <li>12. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>13. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全帯等を着用すること。</li> <li>14. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。</li> <li>15. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</li> <li>16. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>17. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>敷板等</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>安全帯</p> <p>道具袋等</p>

作業別安全・適正就業基準(大工・修繕作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</li> <li>2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</li> <li>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</li> <li>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p>
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所にとるようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	<p>日よけ帽等</p>
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道具や材料等の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で、慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</li> <li>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> <li>5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準(清掃作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは洗濯してから使用すること。</li> <li>3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。</li> <li>5. 必要に応じて、安全帽を使用すること。</li> <li>6. 手袋(軍手等)を必ず着用すること。</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット)
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。</li> </ol> </li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。</li> <li>4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。</li> <li>5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> </ol>	標識等

作業別安全・適正就業基準(清掃作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
屋内清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 移動する場合、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に作業を行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。</li> <li>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>5. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>6. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	保護シート等
洗剤等の取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。</li> <li>2. 洗剤や薬品を使用するときは、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったらすぐ流水で洗い流すこと。</li> <li>3. 溶剤のガスを、吸わないよう十分に注意すること。必要に応じて、保護マスクを着用すること。</li> <li>4. 有機溶剤類の使用時は、換気に注意すること。</li> <li>5. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。</li> </ol>	ゴム手袋 保護マスク
床清掃	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業中は、滑り止め付きの靴を履くか、滑り止めカバーの類を用意し、使用すること。</li> <li>2. 作業にあたっては、滑り易いので、どんなに急ぐ時でも走ってはならない。</li> <li>3. 洗剤やワックス等は、特に滑り易いので注意すること。</li> </ol>	
窓ガラスの洗浄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、脚立を使用しての作業は行わない。</li> <li>2. ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと。</li> <li>3. 窓等の開閉には十分注意し、作業中と作業後には、必ず施錠すること。</li> <li>4. 無理な姿勢で作業しないこと。</li> <li>5. 脚立を使用して作業する場合は、「高所作業」に準じて行うものとする。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(清掃作業-3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
清掃用機械器具の使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電動機器の使用               <ol style="list-style-type: none"> <li>1)濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>2)コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。</li> <li>3)スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。</li> <li>4)故障している機器を無理に使用しないこと。</li> <li>5)作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。</li> <li>6)定められた操作法により使用すること。</li> </ol> </li> <li>2. ポリッシャーの使用               <ol style="list-style-type: none"> <li>1)作業に合った大きさのものを使用すること。</li> <li>2)定められた操作法により使用すること。</li> <li>3)ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。</li> <li>4)コードの扱いに注意すること。</li> <li>5)障害物は、あらかじめ移動させておくこと。</li> <li>6)限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> </ol> </li> </ol>	安全保護具
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。</li> <li>2. 高所作業中は、安全带・安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、脚立・踏み台等を用いること。</li> <li>4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</li> <li>5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。</li> <li>6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</li> <li>7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。</li> <li>8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。</li> <li>9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</li> <li>10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>12. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</li> <li>13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全带の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、転落事故の防止に努めること。</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット)  安全带   固定用ロープ等   道具袋等

作業別安全・適正就業基準(清掃作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
屋外清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。</li> <li>2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</li> <li>3) 作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。</li> </ol> </li> <li>2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。</li> <li>3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</li> <li>4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。</li> <li>5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を準備・着用し行うものとする。 ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</li> </ol>	<p>保 護 眼 鏡</p> <p>パ イ ロ ン 等 標 識</p>
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上である斜面の作業は、行わないものとする。</li> <li>2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業員等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</li> <li>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</li> <li>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</li> </ol>	<p>安 全 帽 (ヘルメット)</p> <p>固 定 用 ロ ー プ 等</p> <p>敷 板 等</p>



作業別安全・適正就業基準(清掃作業-5)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	日よけ帽等
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道具類の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</li> <li>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> <li>5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等

作業別安全・適正就業基準(塗装作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心 構 え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤および粉塵を吸い込む恐れがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	
服 装 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>2. 作業服は、袖口のしまったものを着用すること。</li> <li>3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。</li> <li>4. 安全帽は、必要に応じて着用すること</li> <li>5. 必要に応じて、保護眼鏡等を使用すること。</li> </ol>	<p>安 全 帽 (ヘルメット)</p> <p>保 護 眼 鏡</p> <p>防 毒 マ ス ク</p>
作 業 全 般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 工具類や機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。</li> <li>4. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>5. 作業後は、現場の掃除、後片付けを行うこと。</li> <li>6. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内で、屋根の上、足場が必要な場所等を行わないものとする。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(塗装作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
発注先での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 材料等の搬入や搬出を行なう際は、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行うこと。塗料等の飛散には十分注意し、必要に応じて保護シート等を使用すること。</li> <li>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</li> <li>8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認すること。</li> </ol>	保護シート等
塗料等の取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 塗料等の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。</li> <li>2. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>3. 有機溶剤類の使用時は、換気に注意すること。</li> <li>4. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合、速やかに洗眼すること。</li> <li>5. 床面等にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭取ること。</li> <li>6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。</li> </ol>	
塗込作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。</li> <li>2. 各種製品の塗込手順に従って、作業すること。</li> <li>3. 各種塗料を塗布するときは、換気に配慮し、作業すること。</li> <li>4. 屋内での作業時には、こまめに換気をする事。</li> <li>5. 塗込作業中は、火気に注意すること。</li> <li>6. 防毒マスク、防塵眼鏡を着用すること。</li> </ol>	防毒マスク 防塵眼鏡
表面処理剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴等を着用すること。</li> <li>2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗い流すこと。</li> <li>3. 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡等を着用すること。</li> </ol>	防毒マスク 防塵眼鏡
コンプレッサーの使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機の停止後に行うこと。</li> <li>2. 定められた操作法により使用し、作業休止中は、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(塗装作業-3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。</li> <li>4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。 また、飛び降りないこと。</li> <li>5. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	固定用ロープ等
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、2人以上で作業をすること。</li> <li>2. 作業床が固定されているか確認すること。</li> <li>3. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</li> <li>4. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上、椅子、机、家具等等、間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏み台等を用いること。</li> <li>6. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</li> <li>7. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。</li> <li>8. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</li> <li>9. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。 また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。</li> <li>11. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</li> <li>12. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>13. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全帯等を着用すること。</li> <li>14. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。</li> <li>15. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</li> <li>16. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>17. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>敷板等</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>安全帯</p> <p>道具袋等</p>

作業別安全・適正就業基準(塗装作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上である斜面の作業は、行わないものとする。</li> <li>2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</li> <li>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</li> <li>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p>
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所にとるようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	<p>日よけ帽等</p>
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道具や材料等の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で、慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</li> <li>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> <li>5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準(自転車整理等－1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心 構 え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努め、体調の思わしくないときは、就業を控えること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>5. 言葉使いには、十分注意すること。</li> <li>6. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>7. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意を払うこと。</li> </ol>	
服 装 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>2. 作業服は、季節、天候に合ったものを着用し、常に衛生面に配慮し、また、腕章等周囲から目立つものを着用すること。</li> <li>3. ひも類の付いている服は着用しないこと。</li> <li>4. ポケットは、ひっかからないように、チャックまたはボタンがかかるものを着用すること。</li> <li>5. 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)の丈夫なものを使用すること。</li> <li>6. 作業帽は、必ず着用すること。</li> <li>7. 手袋(軍手等)を必ず着用すること。</li> </ol>	安 全 靴 等
作 業 全 般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就業途中で体調が悪くなったら、無理をせず作業を中止すること。</li> <li>2. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>3. 作業現場の状況を必ず確認すること。 特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(自転車整理等－2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
整理作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 整理した自転車の安定には十分注意を払うこと。 特に風の強い時には、風向きを考慮する等、より一層の注意を払うこと。</li> <li>2. 作業中は、無用のトラブルを避けること。 言葉使いに配慮し、命令口調になったり、怒鳴ったりしないように十分注意をすること。</li> <li>3. 作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。</li> <li>4. 道路上の自転車の整理整頓を行なう場合には、通行人や走行車両、駐車車両等、周囲に十分注意を払うこと。</li> <li>5. また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意をすること。</li> </ol>	
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移動や運搬の際には、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。</li> <li>4. 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使ってフレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の2箇所を持って行うこと。</li> <li>5. 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に開き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。</li> <li>6. 移動する際には、必要最小限の距離にすること。</li> <li>7. 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し身体への負担を軽くすること。</li> <li>8. 移動の際は、自転車を破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。 また、通行人や走行車両、駐車車両にぶつからないように注意を払うこと。</li> <li>9. 移動後は、自転車が転倒しないよう十分注意を払うこと。</li> </ol>	
利用者への指導・誘導業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者へ、置き場所の指導や誘導等を行なう場合は、言葉使いに配慮し、命令口調になったり、怒鳴ったりしないように十分注意をすること。 また、誘導の際には、事故防止を考慮し、他の利用者や通行人等に迷惑をかけないよう、周囲に十分注意を払うこと。</li> <li>2. 指導・誘導作業中は、利用者等とのトラブルの発生を避け、クレーム等に対しては、聞くだけにとどめること。 万一トラブルが発生した場合には、直ちに班長や事務局へ連絡すること。 また、暴行を受けたり急迫の危険を感じた時には、直ちに逃避し、最寄の警察や事務所へ連絡すること。</li> <li>3. 自転車に警告書を貼付する場合は、無理な姿勢で行わないこと。</li> </ol>	

作業別安全・適正就業基準(自転車整理等－3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
清 掃 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駐輪場内および歩道上等の清掃作業をする場合は、利用者や通行人等に迷惑をかけないよう、周囲に十分注意を払うこと。</li> <li>2. その他、作業別安全・適正就業基準(清掃作業)に準ずるものとする。</li> </ol>	
高 所 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、2人以上で作業をすること。</li> <li>2. 安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。</li> <li>4. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>5. 工具類を落とさないよう、道具袋等を使用すること。</li> <li>6. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> </ol>	<p>安 全 帽 (ヘルメット)</p> <p>道 具 袋 等</p>
炎 天 下 での 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所にとるようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	<p>日 よ け 帽 等</p>



作業別安全・適正就業基準(配布業務)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>安全を第一に考え、安全就業を心がけること。</li> <li>軽い柔軟体操を行い、体をほぐしてから作業に入ること。</li> <li>配付中は作業に専念し、みだりに話しかけたり無駄話をしないこと。</li> <li>くわえ煙草での配布作業は絶対にしないこと。</li> <li>雨天時にやむを得ず作業を実施する時は雨具を着用し、健康に気をつけること。(配布物の水濡れ防止に留意のこと。)</li> <li>落雷に注意し、危険の無いよう安全な場所に避難すること。</li> </ol>	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>服装は、作業に適したものを着用すること。</li> <li>常に衛生面に留意し、清潔なものを着用すること。</li> <li>作業靴は、担当地区の路面にあった、履きなれた靴を使用すること。</li> <li>装飾品は一切身に着けないこと。</li> <li>帽子は、センター会員とわかるものを着用すること。</li> <li>会員証は必ず携行すること。</li> </ol>	作業員帽証
乗り物を使用するとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>配付地域への往復及び作業中は交通ルールを守り、事故には十分気をつけること。</li> <li>歩道、道路の走行あるいは駐車するときは、車両等往来の妨げにならないように心掛けること。玄関先の駐車、駐輪は禁止。</li> <li>配布物の管理には十分注意し、盗難など未然に防ぐよう努力すること。</li> <li>傘をさしての片手運転(自転車等)は禁止。</li> <li>駐停車は近隣の皆様に迷惑が掛からないように注意すること。また、私有地への乗り入れは厳に慎むこと。</li> </ol>	
早朝・夜間の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>早朝、夜間の作業は、避けること。</li> <li>足元が暗い時など懐中電灯等を使用し、安全を確保すること。</li> <li>階段、傾斜面、荒廃路面あるいはぬかるみ等には十分注意すること。</li> <li>視認性向上のため反射たすき等を利用すること。</li> </ol>	ヘッドランプ 懐中電灯  反射材
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所でするようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	日よけ帽等

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-1)

	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。</li> <li>3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>4. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li> <li>5. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。</li> <li>6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意をはらうこと。</li> </ol>	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。</li> <li>2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは洗濯してから使用すること。</li> <li>3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。</li> <li>5. 安全帽は、必要に応じて着用すること</li> </ol>	安全帽 (ヘルメット)
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、センターへ連絡をすること。</li> <li>2)歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。</li> </ol> </li> <li>2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。</li> <li>4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。</li> <li>5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> </ol>	標識等

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
屋 内 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 移動する場合、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に作業を行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。</li> <li>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>5. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</li> <li>6. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	保 護 シ ー ト 等
屋 外 作 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。</li> <li>2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</li> <li>3) 作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。</li> </ol> </li> <li>2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。</li> <li>3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</li> <li>4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。</li> <li>5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を準備・着用し行うものとする。 ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</li> </ol>	保 護 眼 鏡  パ イ ロ ン 等 標 識

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-3)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
三脚使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三脚は使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</li> <li>2. 三脚は、丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>3. 三脚の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるようにし、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。</li> <li>4. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛け、ロープ等で固定すること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>5. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に、体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理のない姿勢で作業をすること。また、三脚の最上段を使用しての作業はしないこと。</li> <li>6. 三脚を昇降する際は、動揺等に十分に注意すること。また、飛び降りないこと。</li> <li>7. 作業中の三脚周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> <li>10. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">固定用ロープ等 敷板等</p>
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。</li> <li>4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。また、飛び降りないこと。</li> <li>5. 梯子を立て掛ける場合は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認し据え付け、ロープ等で固定すること。</li> <li>6. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>7. 作業の際には、梯子の下の安全確認を行うこと。</li> <li>8. 作業中、梯子の周辺で作業をしないこと。</li> <li>9. その他「高所作業」に準ずるものとする。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。</li> <li>2. 高所作業中は、安全带・安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</li> <li>3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、脚立・踏み台等を用いること。</li> <li>4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</li> <li>5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。</li> <li>6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</li> <li>7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。</li> <li>8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。</li> <li>9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</li> <li>10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</li> <li>12. 工具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</li> <li>13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、転落事故の防止に努めること。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>安全带</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>道具袋等</p>
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上である斜面の作業は、行わないものとする。</li> <li>2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</li> <li>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業等者に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</li> <li>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</li> <li>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</li> <li>10. 梯子を使用できない場合は、安全帯等を使用し、転落事故の防止に努めること。</li> <li>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</li> </ol>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p> <p>安全带</p>

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-5)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</li> <li>2. 日射病・熱射病には十分注意すること。</li> <li>3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。</li> <li>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</li> <li>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所にとるようにし、十分に水分を補給すること。</li> <li>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。</li> </ol>	日よけ帽等
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</li> <li>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</li> <li>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</li> <li>5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</li> <li>6. 大型機械(ハンマーナイフ等)を積み降ろしする際には、必ず補助員をおくこと。</li> </ol>	安全帽(ヘルメット) 固定用ロープ等

# 安全講習会等受講記録簿

のりしろ（以前の記録簿の表を切り取って貼って下さい）

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

以上、安全に関する講習会等を受講したことを証明いたします。

公益社団法人 四街道市シルバー人材センター  
安全・適正就業委員会

会員番号 \_\_\_\_\_

会員氏名 \_\_\_\_\_